

## 特別研究生受入契約条項

### (研究の実施)

第1条 特別研究生(以下「乙」という。)は、受入れの際に定める受入期間及び研究テーマに基づいて研究を行うものとする。

### (施設の利用)

第2条 乙は、前条に規定する研究を行うため必要があるときは、独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「甲」という。)の施設を、次の各号に従い、利用することができる。

(1) 研究施設を利用するときは、配属研究室の長の許可を受けるとともに、使用にあたってはその指示に従わなければならない。

(2) 厚生施設を利用するときは、主管課室の職員の指示に従わなければならない。

### (研究に係わる報告)

第3条 乙は、第1条に規定する研究が終了したときは、その研究に係わる報告書を甲に提出しなければならない。

### (研究成果の発表)

第4条 乙は、第1条に規定する研究の結果得られた成果を発表するときは、予め甲と協議しなければならない。

### (特許権等)

第5条 乙は、第1条に規定する研究を行うことにより発明又は考案したときは、当該発明又は考案に係わる権利を甲に継承するものとする。この場合においては、甲の職員に関する定めを乙について準用する。

### (受入期間の変更)

第6条 甲及び乙は、協議のうえ、受入期間を更新又は短縮することができる。

### (禁止行為)

第7条 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 甲の信用を傷つけ又は利益を害すること。

(2) 受入契約に基づき知ることのできた甲の秘密を漏らすこと。

(3) 甲の秩序又は規律を乱すこと

### (損害賠償)

第8条 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を及ぼしたときは、甲は乙若しくは受入れの際乙の実習内容について指導するものとして定められた教授、助教授、講師又はこれに準じるもの(以下「指導教授等」という)又は双方に対し損害の一部又は全部について賠償を求めることができるものとする。

### (災害補償)

第9条 乙が第1条の受入期間中に受けた負傷、疾病等の災害について、甲は補償しないものとする。但し、甲の責めに帰すべき理由により災害を受けた場合は、その取扱について、甲、乙及び乙の指導教授等の中で協議するものとする。

2 乙は第1条の受入期間中の負傷、疾病等の災害について、甲の指定する保険に加入しなければならない。

3 乙は第1項但書きの災害についての損害賠償額のうち、前項の保険に基づく保険金額相当の賠償は請求しないものとする。

### (安全及び衛生)

第10条 乙は、放射性物質を使用するときなど、研究を行うときは、甲の定めた安全及び衛生に関する各種規程等を遵守しなければならない。

### (奨励金の支給)

第11条 甲は、別に定める基準により、乙に対し奨励金を支給するものとする。

### (受入契約の失効及び解除)

第12条 乙が大学院生又は研究生の身分を失ったときは、受入契約は効力を失うものとする。

2 以下の各号の一に該当する場合は、甲は乙との受入契約を解除することができる。

(1) 指導教授等がその資格において乙の研究を指導しないこととなったとき。

(2) 乙が通算60日を超えて甲の施設を利用しないとき又は利用しないことが見込まれるとき。

(3) 受入の際に定める研究テーマについて甲が業務として研究を行わないこととなったとき。

(4) 乙が受入契約条項に違反したとき。

### (その他研究心得)

第13条 乙は、受入期間中は誠実に研究に専念するとともに、次の各号に掲げることを守らなければならない。

(1) 住所その他受入手続上必要な事項に変更が生じたときは、遅延なく、配属研究室の長を経て、人事課に届けること。

(2) 実習を行ったときは、所定の様式により出欠等を記録すること。

(3) 施設を利用するときは、安全及び衛生に注意するとともに、経費の節約に心掛けること。

### (疑義の解決)

第14条 この契約条項に疑義が生じた場合若しくはこの契約条項に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、解決するものとする。